

一般質問要旨



平成16年12月定例会の一般質問は、1月13日、14日、17日の3日間にわたって行われ、14人の議員が質問を繰り広げました。紙面の都合により、その一部をお知らせします。

平和

地元の戦争遺跡を活かした平和を学ぶ取り組みを

答弁 平和啓発に積極的に活用

問 来年度はアジア太平洋戦争終結から60年目の節目となる。戦争遺跡から平和を学び、次の世代に伝えていくのは、今の時代に生きる者の使命である。地元の戦争遺跡から平和を学ぶ取り組みを大きく広げてはどうか。

答 戦争遺跡の保存や平和啓発事業の取り組みについては、核兵器廃絶平和都市宣言の理念に基づき、宇治市平和都市推進協議会を中心に、積極的に推進している。戦争遺跡の平和事業への活用については、戦争中の旧宇治火薬製造所の遺跡として、旧陸軍省の石柱や宇治少年院敷地にある三条痕の敷石、また京都大学宇治キャンパス内にある赤レンガ建物については、現物または写真パネルにより、現在保存している。これらについては、市民からの貸出の要請に応え、平和の啓発に取り組んでいるところである。

来年度が戦後60周年の節目の年であることも含め、宇治市平和都市推進協議会に諮り、今後とも平和啓発に積極的に活用したいと考える。

人事

職員の労働条件について 専門家で対応すべきでは

答弁 外部から人材を登用する(仮称)人事監を新設し対応

問 市は、労務管理について庁内職員だけの対応はすでに限界に達していることを認識し、これを突破しなければならぬことを知るべきである。市職員の労働条件について、専門家の聡明な知識で対応すべきでは

答 行政運営のコストが高くなるのは、労使交渉、労使合意という柔軟性の欠如が一因であると言われる。公務員の服務原則である公共の利益のためにという原則に立ち行政運営を推進するため、今後の労使協議や労務管理は、専門的な知識を有し、あわせて民間の経営理念と地方自治にも精通した人材を外部から登用し、この問題に対応したいと考える。なお、この人材登用については、現在事務を進めている平成17年度に向けた組織・機構の見直しのなかで、新たに(仮称)人事監のポストを新設する予定である。また、学識経験者、弁護士や経営コンサルタント等の専門家、市民代表からなる委員会的な組織を設置し、市役所の改革を最重要課題として取り組みを図りたい。

防災

防災都市まちづくりについて

答弁 災害に備え計画的に都市基盤の整備を行う

問 震災発生時の避難所となる学校、あらゆる活動の拠点となる市庁舎、ライブラリーの耐震強化が急がれる。また、災害に弱い西小倉地域を防災モデル地域に指定し重点的に耐震強化を図るべきと考えるが市の見解は。

学校の耐震強化については、今後、市内の取り組み状況について各ライブラリー関係機関も委員として入っている宇治市防災会議において、点検・検討していきたい。西小倉地域は、防災モデル地域の指定はしていないが道路、橋梁、河川の改良や排水路を暗渠化し、西宇治公園を災害時には避難所として活用できるような整備を進めており、今後とも都市基盤の整備を計画的に行い、住民と市が一緒に災害時の避難体制等について協議・検討していきたい。

防災

労使交渉の情報公開について

答弁 公開に向け労使協議の上、積極的に取り組む

問 市政を市民に開かれたものにするため、労使交渉の情報公開が急がれる。労使のなれ合いは密室協議の原因であり、直ちに市民に公開すべきである。また、議員の傍聴も交渉事項によっては可能と考えるが市長の見解は

答 労使交渉の情報公開は今日的な流れであり避けて通れない課題である。公開には3段階あると考えられる。第1に、労働組合からの要求内容や当局の提起事項等の公文書は、今年度中にもホームページ上で公開が可能である。第2に、交渉内容及

景観

宇治市都市景観条例はどのような効果があったのか

答弁 景観に対する市民の意識が向上

問 景観法は、創意によっては今後の景観まちづくりに対する本市の方針を強力に後押しすることができると期待されている。宇治市都市景観条例を検証する必要があるが、条例制定後、どのような効果があったのか

答 宇治市都市景観条例制定後、同条例に基づき都市景観審議会を設置し、都市景観形成基本計画の策定、大規模建築物等届出地区の指定、そして大規模建築物誘導基準の策定について、諮問してきた。大規模建築物等届出地区の指定や誘導基準の策定では、全市を7地区に分け、それぞれにふさわしい誘導基準を設定した。宇治妙楽マンション計画では、世界遺産背景地として世界遺産から見えないように計画するよう指導した。また、都市景観形成の輪を広げていくため、短歌調で宇治の景観を表現する宇治景観十帖の募集を実施したところ、267名の940首とたくさん応募があった。こういった取り組みを踏まえ、市民の景観に対する意識はさらに向上されたと考える。

契約

6千万円以上の工事の入札制度も改革を

答弁 引き続き現行の低入札調査制度を運用

問 6千万円以上の工事は、多くの市民生活に影響を与える大規模な工事であるにもかかわらず、入札制度に実質改革の手が入っていない。せめて、変動性最低制限価格制度を導入するなどの改革が必要では

答 長引く景気の低迷や厳しい競争環境により受注するために低入札で応札せざるを得ない現状や、建設業は本市の基幹企業であり、地元経済への影響も多大であることなどを総合的に判断し、平成16年12月、6千万円未満の工事では最低制限価格制度の導入等の改革を行った。しかし、6千万円以上の工事については、経費面での一定の工夫の余地や価格面での企業努力が期待できることから、引き続き現行の低入札調査制度を運用していきたい。(注)最低制限価格以上の価格で申し込みをした者のうち、最低価格で申し込みをした者を契約の相手方とする入札制度。なお、最低制限価格は、応札額の低い順から3分の2の入札参加業者の応札額を平均した額の90%とする。

環境

環境施策への取り組みは

答弁 府と連携し広域的に削減目標達成に向け努力

問 本市はこれまで環境ISO認証取得などの環境施策を実施してきたが、地球温暖化対策に関する独自の条例を制定してはどうか。また国の温室効果ガス6%削減計画に市としてどのように取り組んでいくのか。

答 地球温暖化防止対策の条例化に関しては、市民や事業者が義務や規制を課することも想定されるため、少なくとも府全域を範囲とする広域的な対策が必要である。府では府南部地域の環境対策の推進を図るため、住民、事業者、行政が互いに連携し、